

構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針

令和 6 年 6 月 11 日

構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域推進本部令第 1 条第 2 項に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会は、特区における特定事業の実施状況について評価等を行い、令和 6 年 3 月、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を構造改革特別区域推進本部長に提出した。

構造改革特別区域推進本部は、これを踏まえ、今後の政府対応方針について、以下のとおり決定する。

評価・調査委員会の評価意見に対する対応方針

(1) 特区において当分の間存続させる規制の特例措置

特区において当分の間存続させることとする規制の特例措置は、別紙 1 のとおりとする。これらの規制の特例措置は、地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

(2) 是正する規制の特例措置

是正することとする規制の特例措置は、別紙 2 のとおりとする。この規制の特例措置は、弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要するものである。

(3) 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

全国展開に関する評価を再度行うこととする規制の特例措置は、別紙 3 のとおりとする。これらの規制の特例措置については、別紙 3 に掲げる今後の対応方針に基づき、所要の対応を行うものとする。

別紙1 特区において当分の間存続させる規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
709（710、711）	特産酒類の製造事業	地域の特産物である農作物等を原料とした単式蒸留焼酎又は原料用アルコールを製造しようとする者が、製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を適用除外とする。	関係府省庁は、現在認定されている特区及び今後認定される特区について状況の把握を行い、令和10年度に改めて評価を行う。	令和10年度に改めて評価を行う。	財務省
712	清酒の製造場における製造体験事業	清酒の製造免許を受けている者が、その地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、税務署長の承認により、当該施設内に設ける体験製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす。	関係府省庁は、現在認定されている特区及び今後認定される特区について状況の把握を行い、令和10年度に改めて評価を行う。	令和10年度に改めて評価を行う。	財務省

別紙2 是正する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
816	学校設置会社における学校 設置事業	株式会社が学校を設置することを可能とする。	本特例措置においては、平成24年度も是正措置が講じられたことを踏まえ、以下のとおりとする。 構造改革特区基本方針を次のように改正する。 ・同意の要件に、各種法令遵守、既に他の地域等において認定を受けて学校設置事業を運営している学校設置会社の場合は既存校が適切に運営されていること、を盛り込む。 ・恒常的な指導監督に係る記載を強化。 関係府省庁は、認定地方公共団体、学校設置会社等に対して、法令違反・不適切事例の再発防止のための周知・指導の徹底を図るとともに、今般の是正措置が弊害の予防等につながったかも含め、改善状況について確認・検証の上、評価・調査委員会が適当と認める時期に評価を実施する。 関係府省庁は、常時、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。 関係府省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、引き続き相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校法人化を支援する。	関係府省庁は、認定地方公共団体、学校設置会社等に対して、法令違反・不適切事例の再発防止のための周知・指導の徹底を図るとともに、今般の是正措置が弊害の予防等につながったかも含め、改善状況について確認・検証の上、評価・調査委員会が適当と認める時期に評価を実施する。	文部科学省

別紙3 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
413	救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業	緊急度・重症度が著しく低い場合には救急自動車1台及び救急隊員2人により救急隊を編成することができる。(限られた人員の中で救急需要に対応できる体制の構築が期待でき、重症・重篤な疾病者に対する現場到着時間を短縮し救命率の向上が図られる。)	関係府省庁は、今後5年毎に状況の把握を行い、活用事例が大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。	今後5年毎に状況の把握を行い、活用事例が大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。	総務省
1010	地方競馬における小規模場外設備設置事業	窓口が5以下の小規模場外馬券場の設置に関する審査について、一定の要件が満たされると都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は設置承認基準を満たしたものとみなす。	関係府省庁は、今後5年毎に状況の把握を行い、売り上げが大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。	今後5年毎に状況の把握を行い、売り上げが大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。	農林水産省